

平成 26 年 10 月

投資家の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング米国高格付社債オープン」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング米国高格付社債オープン」は、平成 26 年 10 月 1 日現在の受益者を対象に、下記の通り信託終了（繰上償還）に関する異議申立ての受付を行っております。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 15 年 6 月 20 日の設定以来、「イーストスプリング米国高格付社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の公社債に投資することにより、安定的な収益の確保とともに、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成 26 年 7 月末時点の受益権口数が約 6 億口と信託約款に定める口数（20 億口）を下回っており、また商品性に沿った効率的な運用を維持することが困難な資産規模となっているため、信託約款の規定に基づき、平成 26 年 11 月 28 日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせいたします。

2. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

① 公告日	: 平成26年10月1日
② 異議申立て期間	: 平成26年10月1日～平成26年11月4日
③ 信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	: 平成26年11月5日
④ 買取請求期間	: 平成26年11月6日～平成26年11月25日
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 平成26年11月28日

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 11 月 4 日までの期間に異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成 26 年 10 月 1 日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、平成 26 年 11 月 28 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。また、繰上償還が行われる場合も、ご解約のお申込みは平成 26 年 11 月 25 日まで通常通り受け付けます。

なお、異議申立ての合計口数が 2 分の 1 を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以上